役員のための財務税務会社法ニュース

マネジメントリポート

今回のテーマ：　「国外財産調書」制度の創設

富裕層や海外取引の調査を強化する方針のため、従来の情報入手に加え、「国外財産調書」の提出を義務づける制度が創設される予定です。

1　主な情報入手制度

	内　　容	提出書類
国外財産	12 月 31 日において国外財産の合計額が 5,000 万円を超える居住者がその翌年 3 月 15 日までに提出 ※　2014 年分から適用	国外財産調書
	国外送金、国外からの送金の受領額が 100 万円を超える取引の都度、金融機関が告知書を提出した者の情報等に基づいて作成し、提出 ※　告知書 → 国外送金、国外からの送金の受領をする者が、金融機関に提出	国外送金等調書
	租税条約に基づく外国当局との情報交換	—
国内財産	その年分の総所得金額、山林所得金額の合計額が 2,000 万円を超える居住者がその年の翌年 3 月 15 日までに提出	財産債務明細書
国内取引	その年分の不動産、事業、山林所得に係る総収入金額の合計額が 3,000 万円を超え、確定申告書を提出していない者はその年の翌年 3 月 15 日までに提出	総収入金額報告書
	報酬、配当などの所得の支払者は、その年の翌年 1 月 31 日まで（配当 → 支払確定日から 1 月以内）に提出	支払調書

2　その他

国外財産に起因する財産や所得が、所得税・相続税の調査で申告モレ（無申告）の指摘を受けた場合、国外財産調書にその国外財産が記載されているか否かにより、過少（無）申告加算税のとり扱いが異なります。

1）記載がある場合　　過少（無）申告加算税率から 5%軽減

2）記載（提出）がない場合　　過少（無）申告加算税率に 5%追加

お見逃しなく！

1.　上記 1 の調書などの不提出、虚偽記載がある場合は、つぎの罰則が定められています。

1）国外財産調書・国外送金等調書	1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金 ※　国外財産調書 → 2015 年分から適用
2）財産債務明細書・総収入金額報告書	罰則規定ナシ

2.　国税庁が、重点調査項目とする富裕層や海外取引の調査の状況は、つぎのとおりです。

	実地調査件数	前年比	内 富裕層	前年比	内 海外取引	前年比
所得税 (件) (%)	94,759	92.8	4,793	156.6	3,727	99.9
相続税 (件) (%)	13,668	98.6	—	—	695	130.9

3.　日本と香港（2011）、スイス（2011）、シンガポール（2010）等と租税条約が改定批准され、任意に情報交換が行えるようになりました。